

報道関係者各位

平成 29 年 9 月 8 日

【照会先】

秋田労働局雇用環境・均等室

室 長 鈴木 雅征

室 長 補 佐 金丸 美津子

(電話) 018-862-6684

## 平成 29 年 10 月 1 日から 改正育児・介護休業法が施行されます ～最長2歳まで育児休業の再延長が可能に～

育児休業を取得した労働者が、保育園等に入所できず離職を余儀なくされる事態を防ぎ、安心して職場復帰できるよう、さらに仕事と育児の両立を図る労働者が育児休業等を取得しやすい職場環境を整備するため、育児・介護休業法が改正され、平成 29 年 10 月 1 日から施行されます。

具体的な改正内容は下記 1 のとおりです。

秋田労働局（局長 松本安彦）では、事業主や労働者等関係者の皆様に育児・介護休業法に基づき新たに必要となる取組について理解を深めていただくため、県内 3 か所（合計 4 回）で説明会を開催することとしており、当初の定員（延べ定員 540 名）を大幅に上回る申込（延べ申込数 780 名）を頂いております。

記

### 1 改正育児・介護休業法のポイント

（添付資料 1 参照）

#### (1) 育児休業が子が最長2歳に達するまで取得可能に

- ・ 1 歳 6 か月以後も、保育園等に入れられないなどの場合には、会社に申し出ることにより、育児休業期間を最長 2 歳まで延長できます。
- ・ 育児休業給付金の給付期間も 2 歳までとなります。

#### (2) 育児休業制度等の個別周知の努力義務の創設

- ・ 事業主に、労働者やその配偶者が妊娠・出産したこと等を知った場合に、当該労働者に対して個別に育児休業等に関する制度（育児休業中・休業後の待遇や労働条件など）を知らせる努力義務を創設しました。

#### (3) 育児目的休暇制度の努力義務の創設

- ・ 事業主に、小学校就学に達するまでの子を養育する労働者が育児に関する目的で利用できる休暇制度を設ける努力義務を創設しました。

## 2 改正育児・介護休業法、労働関係助成金等説明会

(添付資料2参照)

### (1)開催日時・会場

- 【秋田会場】平成 29 年 9 月 11 日 (月) 13:30～15:30 定員 150 名  
秋田テルサ (秋田市御所野地藏田 3-1-1 Tel018-826-1800)
- 【大館会場】平成 29 年 9 月 14 日 (木) 13:30～15:30 定員 120 名  
大館市立中央公民館 (大館市字桜町南 45-1 Tel0186-42-4369)
- 【秋田会場】平成 29 年 9 月 19 日 (火) 13:30～15:30 定員 150 名  
秋田テルサ (秋田市御所野地藏田 3-1-1 Tel018-826-1800)
- 【横手会場】平成 29 年 9 月 21 日 (木) 13:30～15:30 定員 120 名  
浅舞公民館 (横手市平鹿町浅舞字覚町後 140 Tel0182-24-1340)

### (2)内容

- ・改正育児・介護休業法について
  - ・無期転換ルール及び有期雇用特別措置法について (添付資料3参照)
  - ・労働関係助成金について
- ※閉会后、相談コーナーを設置し、個別相談に対応します。

### (3)対象者

事業主、人事労務担当者、男女労働者 等

### (4)申込方法等

- ・参加申込書により郵送またはFAXでお申込みください。
- ・御不明点等、お気軽に電話でお問い合わせください。
- ・9月11日、19日の秋田会場は定員に達しましたので、あらかじめご了承ください。

(添付資料)

- 1 保育園などに入れない場合2歳まで育児休業が取れるようになります!
- 2 改正育児・介護休業法、労働関係助成金等説明会の概要
- 3 はじまります、「無期転換ルール」

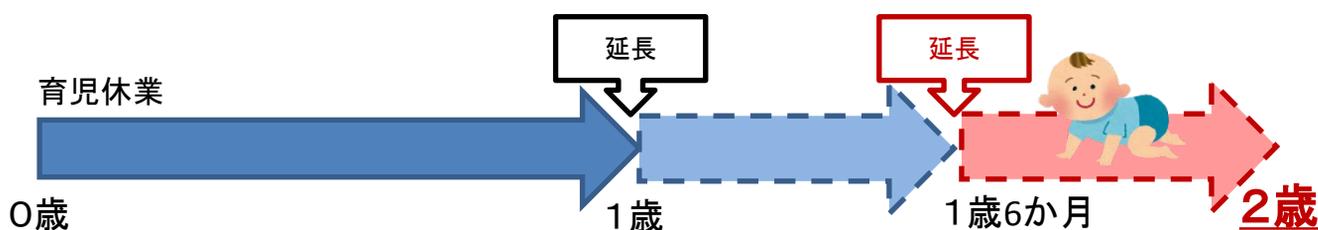
# 保育園などに入れない場合

## 2歳まで育児休業が取れるようになります!

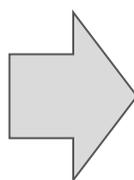
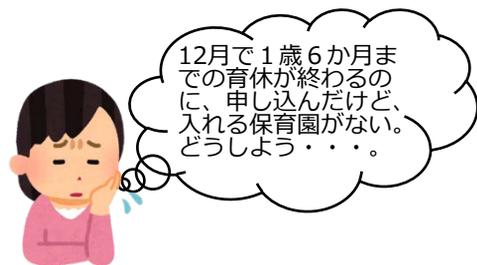
～ 平成29年10月1日から改正育児・介護休業法がスタートします ～

保育園などに入所できず、退職を余儀なくされる事態を防ぐため、**育児・介護休業法が変わります**。またさらに、育児をしながら働く男女労働者が、育児休業などを取得しやすい職場環境づくりを進めます。

### 改正内容①: 最長2歳まで育児休業の再延長が可能に



- 1歳6か月以後も、保育園等に入れないなどの場合には、会社に申し出ることにより、**育児休業期間を最長2歳まで再延長**できます。
- 育児休業給付金の給付期間も2歳までとなります。(詳細はハローワークまで)



### 改正内容②: 子どもが生まれる予定の方などに育児休業等の制度などをお知らせ

事業主は、働く方やその配偶者が妊娠・出産したこと等を知った場合に、その方に**個別に**育児休業等に関する制度(育児休業中・休業後の待遇や労働条件など)を知らせる努力義務が創設されます。



## 改正内容③: 育児目的休暇の導入を促進

未就学児を育てながら働く方が子育てしやすいよう、育児に関する目的で利用できる休暇制度を設ける努力義務が創設されます。

(育児目的休暇の例)

配偶者出産休暇、ファミリーフレンドリー休暇、子の行事参加のための休暇など



**各制度の詳細な内容については、厚生労働省ホームページでご確認ください。**

### ■厚生労働省ホームページ■

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

育児・介護休業法に関するお問い合わせは、  
都道府県労働局雇用環境・均等部(室)へ

●北海道	011-709-2715	●東京	03-3512-1611	●滋賀	077-523-1190	●香川	087-811-8924
●青森	017-734-4211	●神奈川	045-211-7380	●京都	075-241-3212	●愛媛	089-935-5222
●岩手	019-604-3010	●新潟	025-288-3511	●大阪	06-6941-8940	●高知	088-885-6041
●宮城	022-299-8834	●富山	076-432-2740	●兵庫	078-367-0820	●福岡	092-411-4894
●秋田	018-862-6684	●石川	076-265-4429	●奈良	0742-32-0210	●佐賀	0952-32-7167
●山形	023-624-8228	●福井	0776-22-3947	●和歌山	073-488-1170	●長崎	095-801-0050
●福島	024-536-2777	●山梨	055-225-2851	●鳥取	0857-29-1709	●熊本	096-352-3865
●茨城	029-277-8295	●長野	026-223-0560	●島根	0852-31-1161	●大分	097-532-4025
●栃木	028-633-2795	●岐阜	058-245-1550	●岡山	086-225-2017	●宮崎	0985-38-8821
●群馬	027-896-4739	●静岡	054-252-5310	●広島	082-221-9247	●鹿児島	099-223-8239
●埼玉	048-600-6210	●愛知	052-219-5509	●山口	083-995-0390	●沖縄	098-868-4380
●千葉	043-221-2307	●三重	059-226-2318	●徳島	088-652-2718		

※育児休業給付金については、お近くのハローワークまでお問い合わせください。

改正育児・介護休業法、労働関係助成金等説明会  
～ハラスメント対策、無期転換ルールの注意点～

1 開催日時・会場・定員及び申込締切日

開催地	日時・場所	定員	申込締切日
秋田会場	日時：平成 29 年 9 月 11 日（月） 13:30～15:30 場所：秋田テルサ 秋田市御所野地蔵田 3 - 1 - 1	150 名	平成 29 年 8 月 31 日（木）
大館会場	日時：平成 29 年 9 月 14 日（木） 13:30～15:30 場所：大館市立中央公民館 大館市字桜町南 45 - 1	120 名	平成 29 年 8 月 31 日（木）
秋田会場	日時：平成 29 年 9 月 19 日（火） 13:30～15:30 場所：秋田テルサ 秋田市御所野地蔵田 3 - 1 - 1	150 名	平成 29 年 9 月 8 日（金）
横手会場	日時：平成 29 年 9 月 21 日（木） 13:30～15:30 場所：浅舞公民館 横手市平鹿町浅舞字覚町後 140	120 名	平成 29 年 9 月 8 日（金）

2 内容

- (1) 改正育児・介護休業法及びハラスメント対策について
- (2) 無期転換ルール及び有期雇用特別措置法について
- (3) 労働関係助成金について

※閉会后、相談コーナーを設置

3 主 催 秋田労働局

4 申込方法 裏面様式により F A X 又は郵送にて申し込みください。

5 参加費 無料

※いずれの会場も定員に達した場合は申込をお断りする場合がありますのでご了承ください。

※駐車スペースに限りがございますので、できるだけ公共交通機関の御利用をお願いいたします。

## 改正育児・介護休業法、労働関係助成金等説明会 申込書

事業所名			
所在地			
連絡先	TEL :	FAX :	

### <参加会場、出席者職氏名>

参加会場 (いずれかに○)	職 名	氏 名	備 考
9/11 秋田			
9/14 大館			
9/19 秋田			
9/21 横手			

◆改正育児・介護休業法、労働関係助成金等説明会の内容に関するご質問を事前に受け付けますので、下欄に御記入ください。多く寄せられた御質問につきましては、当日時間の許す範囲内で御説明いたします。

<p>&lt;質問内容&gt;</p>

**【申込先】 秋田労働局 雇用環境・均等室**      担当：佐藤

〒010-0951 秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎4階

**FAX : 018-862-4300**

TEL : 018-862-6684

※送信票は不要です。

平成30年4月まで  
あとわずか！

# はじまります、「無期転換ルール」

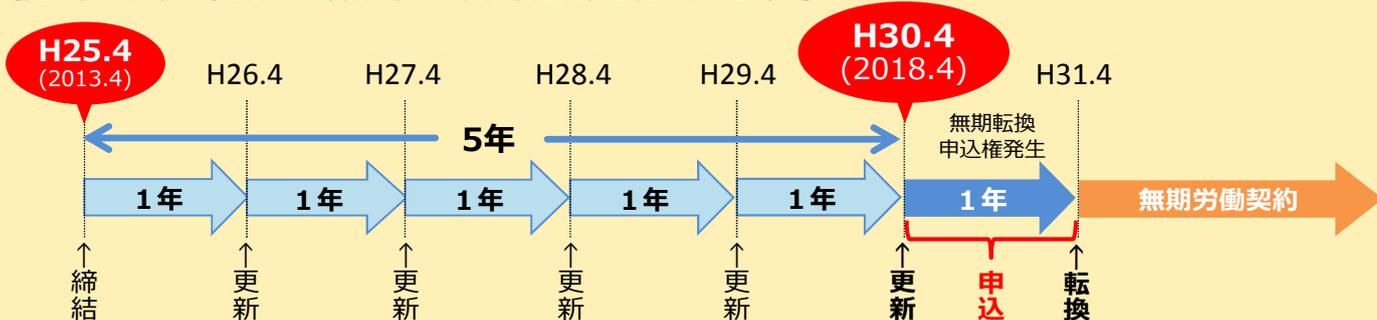
無期労働契約への申込権が本格的に発生する平成30年4月まで、いよいよ残り半年。

平成29年9月、10月は「無期転換ルール取組促進キャンペーン」期間です。

## 無期転換ルールとは？

有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。通算5年のカウントは平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約が対象です。（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）

【例：平成25年4月から、1年間の有期労働契約を更新し続けている場合】



※ 無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定め（労働協約、就業規則、個々の労働契約）がない限り、直前の有期労働契約と同一となります。労働条件を変える場合は、別途、就業規則の改定などが必要です。

## 対象となる労働者

原則として、契約期間に定めがある「有期労働契約」が同一の会社で通算5年を超える全ての方が対象です。契約社員やパートタイマー、アルバイト、派遣社員などの名称は問いません。

## 企業の皆さまへ（特に有期契約労働者を雇用している場合はご注意ください）

- ▶ 無期転換ルールへ対応する準備はお済みですか？
- ▶ 無期転換ルールへの対応は、中長期的な人事管理も踏まえ、無期転換後の役割や労働条件などを検討し、社内規定を整備するなど、一定の時間を要します。
- ▶ まだ準備が進んでいない場合は早急に取りかかりましょう。

## 有期労働契約で働く皆さまへ

- ▶ 平成30年4月以降、有期労働契約で働く多くの方に、無期転換申込権の発生が見込まれます。
- ▶ 期間の定めのない労働契約に転換することで、雇用が安定し、安心して働き続けることに繋がります。
- ▶ まずはこのようなルール・権利について知り、自身のキャリア形成の選択肢の1つとしてご検討ください。

### 雇止め について

無期転換ルールの適用を避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。また、有期労働契約の満了前に使用者が更新年限や更新回数の上限などを一方的に設けたとしても、雇止めをすることは許されない場合もありますので、慎重な対応が必要です。

まずは、秋田労働局雇用環境・均等室 「無期転換ルール特別相談窓口」

専用ダイヤル 018-883-4254

にご相談下さい！

Q1

## 「無期転換ルール」は何のためにあるの？

A1. 有期労働契約で働く人の約3割が、通算5年を超えて有期労働契約を繰り返し更新している実態にあり、それによって生じる雇止めの不安の解消が課題となっています。また、有期労働契約であることを理由として不合理な労働条件が定められることのないようにしていく必要もあります。

無期転換ルールは、こうした問題に対処し、働く人が安心して働き続けることができる社会を実現するためのものです。

Q2

## 無期転換ルールの対象となる契約期間はいつから数えるの？

A2. 通算契約期間のカウントは、平成25年4月1日以降に開始する有期労働契約が対象です。平成25年3月31日以前に開始した有期労働契約は、通算契約期間には含まれません。

Q3

## 無期転換の申込みの方法は？

A3. 申込みは、口頭で行っても法律上は有効です。しかし、口頭での申込みは、後日、申込みをしたかどうかの争いが生じやすいという問題がありますので、労働者の方には、できるだけ書面で申込みを行うことをお勧めします。また、申込みを受けた事業主の方には、その事実を確認するための書面を労働者に交付しておくことをお勧めします。申込みの書面については、以下を参考にしてください。

### 無期労働契約転換申込書

殿

申出日 平成 年 月 日

申出者氏名 印

私は、現在の有期労働契約の契約期間の末日までに通算契約期間が5年を超えますので、労働契約法第18条第1項に基づき、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）への転換を申し込みます。

### 無期労働契約転換申込み受理通知書

殿

受理日 平成 年 月 日

職氏名 印

あなたから平成 年 月 日に提出された無期労働契約転換申込書について受理しましたので通知します。

Q4

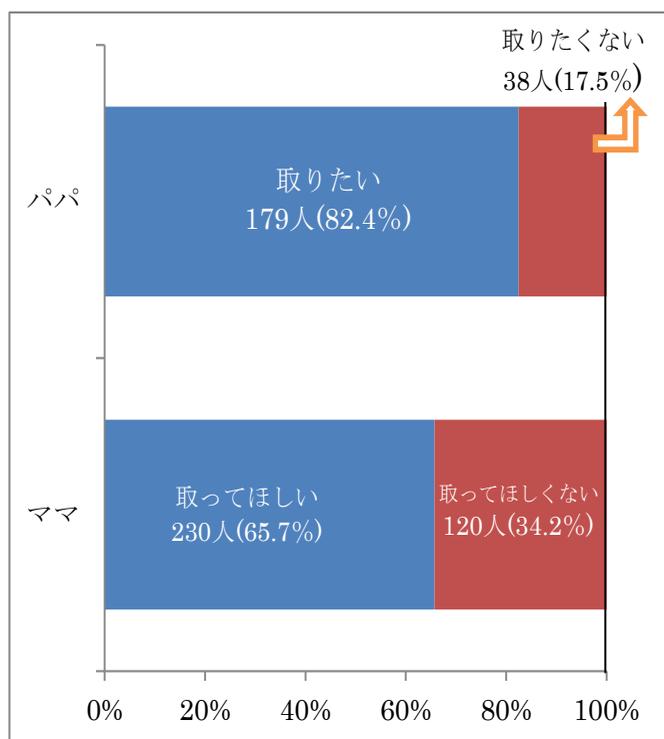
## 無期転換後の労働条件は？

A4. 無期転換ルールによって、契約期間は有期から無期に転換されますが、無期転換後の給与などの労働条件は、就業規則等で別段の定めがある部分を除き、直前の有期労働契約と同一の労働条件となります。したがって、無期労働契約に転換された労働者に対して、どのような労働条件を適用するかを検討した上で、別段の定めをする場合には、適用する就業規則にその旨を規定する必要があります。ただし、無期転換にあたり、職務の内容などが変更されないにもかかわらず、無期転換後の労働条件を低下させることは、無期転換を円滑に進める観点から望ましいものではありません。

また、特に定年など、有期契約労働者には通常定められていない労働条件を適用する必要がある場合には、適切に設定の上、あらかじめ明確化しておく必要があります。

## パパの育児休業、取りたい？ママはパパに取ってほしい？

秋田労働局（局長 松本安彦）は、男性の育児休業取得促進のための広報活動の一環として、平成29年7月29日・30日に秋田県立武道館で開催された子育て支援イベントの会場で、来場者約600名を対象に「パパの育児休業、取りたい？ママはパパには取ってほしい？」と題したアンケートを実施しました。



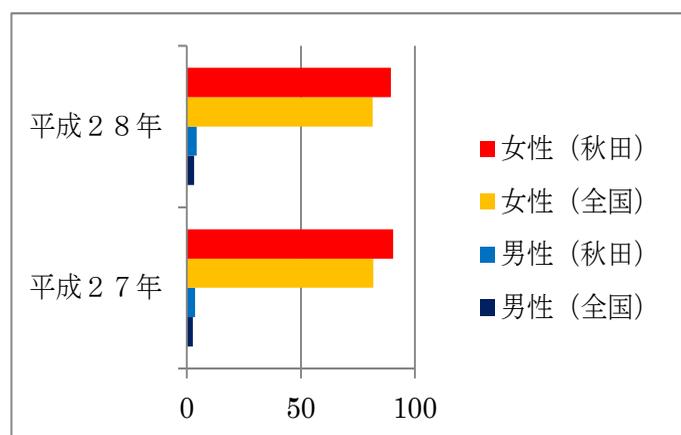
### ○ パパたちの意見

「9月の頭から2週間育休を取ります。先輩も取っており、抵抗なく取れました」「普段から子供の看病等で時間休を取りやすい職場環境です。理解があるので、育休も検討したい」「仕事をしている方が楽」「まだまだ育休が取りやすい雰囲気ではない」等

### ○ ママたちの意見

「出産直後は大変なのでパパに手伝ってほしい」「できれば半年くらい取ってほしい。でも1年間だと収入が心配です」「お休みの日に充分育児をしてくれるので、育休までは望まない」「育休よりも普段パパが早く帰ってきてくれると嬉しい」等

## 平成28年度育児休業取得率



男性の育児休業取得者割合は過去最高、女性は横ばい。

	男性	女性
秋田	4.3% (3.6%)	90.4% (89.4%)
全国	3.16% (2.65%)	81.8% (81.5%)

※ ( ) 内は平成27年度。

資料出所：厚生労働省「雇用均等基本調査」、秋田県産業労働部雇用労働政策課「労働条件等実態調査報告書」

育児休業を取得中（取得予定）の方・育児休業給付金の申請手続きを行う事業主の方へ

# 平成29年10月より育児休業給付金の支給期間が2歳まで延長されます

保育所等における保育の実施が行われないなどの理由により、子が1歳6か月に達する日後の期間についても育児休業を取得する場合、その子が2歳に達する日前までの期間、育児休業給付金の支給対象となります。

## 改正内容

※延長できる理由、確認書類、手続き方法等については、最寄りのハローワークにご相談ください。

育児休業給付金は、原則1歳に達する日前までの子を養育するための育児休業を取得した場合に支給されます。

これまで、保育所等における保育の実施が行われないなどの理由により、子が1歳に達する日後の期間に育児休業を取得する場合は、子が1歳6か月に達する日前まで育児休業給付金の支給対象期間が延長できましたが、**さらに、平成29年10月1日より、保育所等における保育の実施が行われないなどの理由により、子が1歳6か月に達する日後の期間に育児休業を取得する場合は、子が2歳に達する日前まで育児休業給付金の支給対象期間が延長できるようになります。**

子が2歳に達する日前まで支給対象期間を延長するには、子が1歳6か月に達する日の翌日において保育所等における保育の実施が行われないなどの理由に該当することが必要になるため、子が1歳に達する日の翌日において該当した延長理由に関わらず、改めて確認書類の提出が必要となることにご留意ください。

なお、今回の改正は、子が1歳6か月に達する日の翌日が平成29年10月1日以降となる方が対象となります（＝子の誕生日が平成28年3月31日以降の場合に対象となります。）。

（注）期間雇用者の方は、子が1歳6か月に達する日の翌日において、子が2歳までの間に、その労働契約（労働契約が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了することが明らかでないことが必要です。

### 例）支給対象となる期間の延長を2回行い、子が2歳に達する日前まで育児休業を行った場合

（注）育児休業給付金は、育児休業を開始した日から起算した1か月ごとの期間（その1か月の間に育児休業終了日を含む場合はその育児休業終了日までの期間。これらの各期間を「支給単位期間」といいます。）について支給されます。

